

上山市議会会議録

第496回定例会

予算特別委員会

(令和2年3月10日)

上山市議会第496回定例会
〔令和2年度3月予算特別委員会会議録〕
(第4日)

令和2年3月10日(火曜日)

本日の会議に付した事件

- 議第10号 令和2年度上山市介護保険特別会計予算
- 議第11号 令和2年度上山市浄化槽事業特別会計予算
- 議第12号 令和2年度上山市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第13号 令和2年度上山市産業団地整備事業特別会計予算
- 議第14号 令和2年度上山市水道事業会計予算
- 議第15号 令和2年度上山市下水道事業会計予算

出 欠 席 委 員 氏 名

出席委員(15人)

谷 江 正 照 委員	石 山 正 明 委員
佐 藤 光 義 委員	守 岡 等 委員
高 橋 要 市 委員	棚 井 裕 一 委員
尾 形 み ち 子 委員	長 澤 長 右 衛 門 委員
川 口 豊 委員	中 川 と み 子 委員
神 保 光 一 委員	枝 松 直 樹 委員
川 崎 朋 巳 委員	高 橋 義 明 委員
大 沢 芳 朋 委員	

欠席委員(0人)

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛 市 長	塚 田 哲 也 副 市 長
金 沢 直 之 庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事務局長	富 士 英 樹 市 政 戦 略 課 長

平	吹	義	浩	財 政 課 長	前	田	豊	孝	税 務 課 長
土	屋	光	博	市民生活課長	鈴	木	直	美	健康推進課長
鏡		裕	一	福 祉 課 長	齋	藤	智	子	子ども子育て課長
鈴	木	英	夫	商 工 課 長	尾	形	俊	幸	観 光 課 長
漆	山		徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 局長	須	貝	信	亮	建 設 課 長
秋	葉	和	浩	上下水道課長	武	田		浩	会 計 管 理 者 (兼)会 計 課 長
佐	藤	浩	章	消 防 長	古	山	茂	満	教 育 委 員 会 長 教 育
井	上	咲	子	教 育 委 員 会 長 管 理 課 長	遠	藤		靖	教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長
渡	辺	る	み	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	高	橋	秀	典	教 育 委 員 会 ス ポー ツ 振 興 課 長
大	和		啓	監 査 委 員	舟	越	信	弘	監 査 委 員 長 務 局

事 務 局 職 員 出 席 者

佐	藤		毅	事 務 局 長	鈴	木	淳	一	副 主 幹
渡	邊	高	範	主 査	小	口	彩	夏	主 任

午前10時00分 開 議

議第10号 令和2年度上山市介護
保険特別会計予算

開 議

○棚井裕一委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

本日は、特別会計予算及び事業会計予算の審査を行います。

○棚井裕一委員長 それでは、議第10号令和2年度上山市介護保険特別会計予算について、当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第10号令和2年度上山市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の167ページをお開き願います。

令和2年度上山市の介護保険特別会計の予算

は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億3,400万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるものであります。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定めるものであります。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、183ページ、184ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費4,575万5,000円は、前年度対比584万4,000円の減であります。一般管理費では、電算システムの処理業務委託料などを計上したものであります。そのほか、職員人件費であります。

2項1目賦課徴収費282万6,000円は前年度対比1,000円の増であります。介護保険料の賦課徴収を行うための所要額を計上

したものであります。

3項1目介護認定審査会費468万7,000円は、前年度対比33万円の減であります。介護認定審査会の運営経費を計上したものであります。

2目認定調査等費2,477万2,000円は、前年度対比79万円の減であります。介護認定調査員の報酬、介護認定に係る主治医意見書の手数料、介護認定調査業務の委託料などを計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目趣旨普及費3万6,000円は、前年度と同額であります。介護保険事業のパンフレットなどを作成する費用を計上したものであります。

5項1目運営協議会費26万5,000円は、前年度対比3万2,000円の減であります。介護保険事業運営協議会の開催費用を計上したものであります。

6項1目計画策定費355万円は、前年度対比皆増であります。第8期介護保険事業計画の策定に要する費用を計上したものであります。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費14億5,814万円は、前年度対比2,617万2,000円の増であります。在宅において介護サービスを利用した場合に給付するもので、通所介護サービスなどの各種サービスの利用者見込みにより計上したものであります。

2目特例居宅介護サービス給付費50万円は、前年度と同額であります。緊急やむを得ない理由で、要介護認定前に居宅介護サービスを利用した場合の給付費を計上したものであります。

3目地域密着型介護サービス給付費6億8,042万3,000円は、前年度対比2,09

6万8,000円の減であります。地域密着型特別養護老人ホームなどの各種サービス見込みにより計上したものであります。

4目特例地域密着型介護サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に地域密着型介護サービスを利用した場合の給付費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

5目施設介護サービス給付費12億1,375万6,000円は、前年度対比2,561万2,000円の減であります。介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの施設の給付費を計上したものであります。

6目特例施設介護サービス給付費50万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に施設介護サービスを利用した場合の給付費を計上したものであります。

7目居宅介護福祉用具購入費378万5,000円は、前年度対比3万9,000円の増であります。入浴補助用具等の福祉用具の購入に係る給付費を計上したものであります。

8目居宅介護住宅改修費1,366万1,000円は、前年度対比38万3,000円の増であります。手すりなどの住宅改修に係る給付費を計上したものであります。

9目居宅介護サービス計画給付費1億7,078万4,000円は、前年度対比1,162万円の減であります。居宅介護支援事業所の介護サービス計画作成費用に係る給付費を計上したものであります。

10目特例居宅介護サービス計画給付費10万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に居宅介護サービス計画を利用した場合の給付費を計上したものであります。

2項1目介護予防サービス給付費5,916

万2,000円は、前年度対比1,540万8,000円の増であります。在宅において利用する介護予防通所リハビリテーションなどの介護予防サービス給付費を計上したものであります。

2目特例介護予防サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に介護予防サービスを利用した場合の給付費を計上したものであります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費1,502万3,000円は、前年度対比297万円の増であります。介護予防小規模多機能型居宅介護などの給付費を計上したものであります。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に地域密着型介護予防サービスを利用した場合の給付費を計上したものであります。

5目介護予防福祉用具購入費83万1,000円は、前年度対比1万8,000円の増であります。入浴補助用具等の福祉用具の購入に係る給付費を計上したものであります。

6目介護予防住宅改修費543万3,000円は、前年度対比7万5,000円の増であります。手すりなどの住宅改修に係る給付費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

7目介護予防サービス計画給付費1,151万円は、前年度対比265万4,000円の増であります。介護予防支援事業所の介護予防サービス計画作成費用に係る給付費を計上したものであります。

8目特例介護予防サービス計画給付費10万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に介護予防サービス計画を利用した場合の給

付費を計上したものであります。

3項1目審査支払手数料415万円は、前年度対比23万円の増であります。保険給付費の請求審査手数料を計上したものであります。

4項1目高額介護サービス費7,116万3,000円は、前年度対比869万1,000円の増であります。利用者負担額が高額になった場合に支給するサービス費を計上したものであります。

2目高額介護予防サービス費22万円は、前年度と同額であります。要支援の方を対象に支給する高額サービス費を計上したものであります。

5項1目高額医療合算介護サービス費1,285万8,000円は、前年度対比44万8,000円の増であります。医療と介護の利用者負担額が高額になった場合に支給するサービス費を計上したものであります。

2目高額医療合算介護予防サービス費22万円は、前年度と同額であります。要支援の方を対象に支給する高額医療合算サービス費を計上したものであります。

6項1目市町村特別給付費1,430万円は、前年度と同額であります。紙おむつ支給に係る経費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

7項1目特定入所者介護サービス費1億6,203万1,000円は、前年度対比810万円の増であります。介護老人福祉施設などを利用した場合の食費及び居住費について、低所得者の負担軽減を図るため支給するサービス費を計上したものであります。

2目特例特定入所者介護サービス費5万円は、前年度と同額であります。要介護認定前に施設などの食費及び居住費のサービスを利用した

場合に支給するサービス費を計上したものであります。

3目特定入所者介護予防サービス費25万円は、前年度と同額であります。要支援の方が短期入所生活介護などを利用した場合の食費等について、低所得者の負担軽減を図るため支給するサービス費を計上したものであります。

4目特例特定入所者介護予防サービス費5万円は、前年度と同額であります。要支援認定前に短期入所生活介護などを利用した場合の食費等について支給するサービス費を計上したものであります。

3款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金50万円は、前年度と同額であります。預金利子などを介護給付費準備基金に積み立てるため計上したものであります。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（1号訪問・通所・生活支援）7,536万9,000円は、前年度対比405万2,000円の増であります。介護予防・日常生活支援総合事業に係る要支援者及び事業対象者を対象に訪問型、通所型サービスなどを実施するため、給付費などの事業費を計上したものであります。

2目介護予防ケアマネジメント事業費1,030万7,000円は、前年度対比21万5,000円の増であります。介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防ケアプラン作成相談業務などを地域包括支援センターに委託するための委託料として計上したものであります。

2項1目一般介護予防事業費1,909万円は、前年度対比215万3,000円の減であります。一般高齢者を対象とした転倒予防教室などのほか、水中ストレッチ運動教室などを実施するための委託料などの事業費を計上した

ものであります。

次のページをお開き願います。

3項1目総合相談事業費1,170万2,000円は、前年度対比31万9,000円の増であります。高齢者の総合的な相談業務に関する事業を地域包括支援センターに委託する委託料及びコンピューターの借り上げ料を計上したものであります。

2目権利擁護事業費440万4,000円は、前年度対比2万円の減であります。高齢者の権利擁護に関する事業を地域包括支援センターに委託する委託料を計上したものであります。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,066万円は、前年度対比20万8,000円の増であります。介護支援専門員などに対する個別相談や関係機関との協力支援体制を確立するための事業を地域包括支援センターに委託する委託料及び電算システム保守管理委託料を計上したものであります。

4目任意事業費669万4,000円は、前年度対比16万7,000円の増であります。認知症高齢者等見守り事業、配食サービス事業などの委託料などを計上したものであります。

5目在宅医療・介護連携推進事業費51万7,000円は、前年度対比9万6,000円の増であります。在宅医療と介護の連携を推進するため、関係機関による研修会の開催やパンフレットを作成する費用を計上したものであります。

6目生活支援体制整備事業費432万9,000円は、前年度対比149万8,000円の増であります。高齢者の生活支援の体制整備に向け生活支援コーディネーターを配置するため、社会福祉協議会に支払う委託料などの経費を計上したものであります。

7目認知症総合支援事業費671万5,000円は、前年度対比9万1,000円の増であります。認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを設置するための委託料等を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

8目地域ケア会議事業費21万9,000円は、前年度対比4万2,000円の減であります。サービス利用者の自立に向け、多職種協働でケアプランの点検、検討を行う自立型地域ケア会議の開催に係る経費を計上したものであります。

4項1目審査支払手数料40万円は、前年度と同額であります。地域支援事業費の請求審査手数料を計上したものであります。

5款公債費1項1目利子25万円は、前年度と同額であります。一時借入金の利子を計上したものであります。

6款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金110万円は、前年度と同額であります。被保険者の資格喪失などに伴う保険料の還付金を計上したものであります。

2目第1号被保険者還付加算金1万円は、前年度と同額であります。還付に伴う加算金を計上したものであります。

3目償還金1万円は、前年度と同額であります。国庫支出金精算返還金を計上したものであります。

7款予備費1項1目予備費53万3,000円は、前年度対比2万6,000円の増であります。予備費として計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

177ページ、178ページをお開き願います。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料7

億8,932万5,000円は、前年度対比2,040万1,000円の減であります。第1号被保険者の保険料所得段階区分見込みにより計上したものであります。

1節現年度分特別徴収保険料7億3,887万1,000円は、第1号被保険者の年金から特別徴収する見込み額を計上し、2節現年度分普通徴収保険料4,895万4,000円は、市が直接徴収する見込み額を、3節滞納繰越分普通徴収保険料150万円は、過年度における滞納繰越介護保険料の徴収見込額を計上したものであります。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料5万円は、前年度と同額であります。介護保険料徴収に係る督促手数料であります。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金7億319万5,000円は、前年度対比396万円の減であります。1節現年度分7億318万5,000円は、保険給付費に国の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2項1目調整交付金2億7,196万円は、前年度対比820万7,000円の増であります。1節現年度分2億7,195万円は、保険給付費の実績見込みにより計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2,630万1,000円は、前年度対比53万8,000円の増であります。1節現年度分2,629万1,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に国の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存

目程度計上したものであります。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合以外地域支援）1,742万7,000円は、前年度対比90万2,000円の増であります。1節現年度分1,741万7,000円は、包括的支援事業、任意事業に国の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

4目介護保険事業費補助金49万5,000円は、前年度対比皆増であります。システム改修事業費に国の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金10億4,896万円は、前年度対比189万7,000円の増であります。1節現年度分10億4,895万円は、保険給付費に第2号被保険者の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2目地域支援事業支援交付金2,840万4,000円は、前年度対比58万円の増であります。1節現年度分2,839万4,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に第2号被保険者の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

次のページをお開き願います。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金5億5,945万円は、前年度対比625万2,000円の増であります。1節現年度分5億5,944万円は、保険給付費に県の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,314万5,000円は、前年度対比26万4,000円の増であります。介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に県の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合以外地域支援）870万8,000円は、前年度対比44万6,000円の増であります。包括的支援事業・任意事業費に県の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

6款財産収入1項1目利子及び配当金50万円は、前年度と同額であります。介護給付費準備基金の利子であります。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金4億8,693万5,000円は、前年度対比88万4,000円の増であります。1節現年度分4億8,692万5,000円は、保険給付費に市の負担割合を乗じた額を計上し、2節過年度分1万円は、過年度精算分を存目程度計上したものであります。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,314万5,000円は、前年度対比26万4,000円の増であります。介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に市の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合以外地域支援）870万8,000円は、前年度対比44万6,000円の増であります。包括的支援事業・任意事業費に市の負担割合を乗じた額を計上したものであります。

4目低所得者保険料軽減繰入金3,828万4,000円は、前年度対比3,336万円の増であります。低所得者保険料軽減に係る繰

入金を計上したものであります。

5目その他の一般会計繰入金8,159万6,000円は、前年度対比394万円の減であります。職員人件費を含む事務費繰入金を計上したものであります。

2項1目介護給付費準備基金繰入金3,736万2,000円は、前年度対比1,823万4,000円の減であります。介護給付費準備基金からの繰入金を計上したものであります。

8款繰越金1項1目繰越金1万円は、前年度と同額であります。前年度繰越金を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

9款諸収入1項1目第1号被保険者延滞金1万円は、前年度と同額であります。保険料に係る延滞金を存目程度計上したものであります。

2項1目預金利子1万円は、前年度と同額であります。預金利子を存目程度計上したものであります。

3項1目第三者納付金1万円は、前年度と同額であります。交通事故等の第三者の行為によって生じる納付金を存目程度計上したものであります。

2目雑入1万円は、前年度と同額であります。他市町村からの介護保険認定調査料などを存目程度計上したものであります。

次に、第2表債務負担行為について御説明申し上げます。

172ページをお開き願います。

住民情報クラウドシステム等運用業務につきましては、令和2年度から令和7年度までの期間で4,480万8,000円を限度額とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、債務負担行為、一時借入金及び歳出予算の流用を一括して行います。

質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 まず、保険給付費と計画策定費にかかわって特別養護老人ホームの問題についてお尋ねします。

この間の特別養護老人ホームの入所申込者数、いわゆる待機者数を調べてみましたけれども、平成31年4月時点の調査ですけれども、これによると、本市は平成28年時に比べて21人増加して256人になっているということでした。13市で見ると、この待機者がふえているのは、山形市、酒田市、村山市、尾花沢市、南陽市で、やはりほかの市では地域密着型や広域型の特別養護老人ホームを整備しまして、この3年間で特養を整備していないのは米沢市、上山市、長井市、尾花沢市ということで、米沢は過去に整備済みで待機者は減っているということです。実質本市も含めた3つの市が特養が未整備で待機者がふえているという、こういう構造になっているようです。

そこでお尋ねしたいのは、待機者256人のうち、要介護3以上が195人ということなんですけれども、在宅で待機している緊急性のある方は、このうちどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 緊急性の定義というのはなかなか難しく人数把握は困難ではございますが、入院の必要性を点数化しておりまして、その点数の高い方が先着順ではなく優先して入所されているというふうに認識をしております。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 そういう在宅にいらっしゃる

方というのは、数字はわからないですか。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 在宅とか、老健施設とか、そこら辺の内訳については把握はしておりません。

○棚井裕一委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 とにかく特養というのは、なかなか申し込んでも入れない、3年待ちというような感じですけども、ぜひ次の計画のところでは介護保険事業計画では、やっぱり施設整備というのを図っていく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 次期第8期の計画におきましては、現時点で特別養護老人ホームが20床増床する見込みがございます。その他の施設整備につきましても、住民ニーズ、あと現状等を踏まえた計画を策定していく必要があると思っております。総合的な判断のもとに事業者に働きかけてまいりたいと思っております。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 私は、介護認定審査会の件でお伺いたします。

先週の土曜日の全国紙の1面に介護認定審査会の全国一律の判定が崩れているという特集記事がございました。この抽出した市区町村は892で、そのうち、ゼロというのが若干あったんですけども、99%の自治体が1次審査から2次審査に至る過程の中で介護度をいじっているんですね。これですと、住んでいる市区町村によって受けられるサービスが違ってくるとい現象が起きるわけでありまして、まず伺いたいのは、本市では1次から2次の段階で、いわゆる2次の審査会でどの程度変更しているの

か。

そして、独自基準というものをこの記事では
ついているんです。例えば末期がん患者だと、
一律に要介護5に扱うとかという自治体もある。
あるいは家族の同居者がいると、介護度を下げ
るという自治体もあるというふうに指摘をして
いるわけですね。だから、同居人がいるいない
によって介護度が変わるのかと。介護度は普通
変えなくて、緊急性の度合いについては変わる
ことはあっても介護度をいじるという操作をし
ている自治体もあると。この要介護度が下がる
と交付金 comes というふうな、そういうふうな
インセンティブの中で意図的に下げている自治
体もあるやに聞いておりますので、まず本市の
実態、2次審査における変更の割合、そして、
独自基準があるのかどうか伺います。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 平成30年度の実績
でございますが、1次判定から2次判定によっ
て変わった割合は7.1%でございます。

なお、本市では独自基準はございません。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 7.1という数字は私も納得
できる数字であります。

先ほどの新聞の調査によりますと、平均が9.
7%ということでありましたからそれより下が
っているわけですね。

それで、コンピューターで判定する1次判定
から専門家の意見を聞いて決める2次判定にお
いて重要視されるのが特記事項なんですよ。ね。
この特記事項というのは、極めて恣意的なところ
もありまして、審査会でドクターの意見など
を強く反映されると私は見ているんですが、特
定の人の意見によって流されると、体制が流れ
ていくということはございませんか。

○棚井裕一委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 認定基準については、
あくまで介護に要する時間が基準でありまして、
例えばそこの特記事項、委員がおっしゃられた
特記事項の中に、例えばたまに徘徊が見られる
とか、もしそういった記載があれば、専門家の
皆さんの審査委員の客観的な意見を聞いてその
時間にどう反映させるかというものを審査して
いると思います。特にドクターだけの意見に流
されるということはないと思っております。

○棚井裕一委員長 枝松直樹委員。

○枝松直樹委員 わかりました。ぜひ、合議制
で成立するものだと思っておりますから、その
ように今後もお願いをしたいと思います。

ということで、交付金狙いで介護度を下げて
いる自治体があるということですがけれども、そ
んなことも一切ないということで自信を持って
いいわけですね、これは。はい、わかりました。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。
以上で、議第10号議案に対する質疑を終結
いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第10号令和2年度上山市介護保険特別会
計予算は、原案のとおり可決すべきものと決す
ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案のとおり可決すべ
きものと決しました。

議第 1 1 号 令和 2 年度上山市浄化
槽事業特別会計予算

○棚井裕一委員長 次に、議第 1 1 号令和 2 年度上山市浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第 1 1 号令和 2 年度上山市浄化槽事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1 9 7 ページをお開き願います。

令和 2 年度上山市の浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 8 6 0 万円と定めるものであります。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によるものであります。

次に、第 1 表歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、2 0 6 ページ、2 0 7 ページをお開き願います。

1 款浄化槽事業費 1 項 1 目浄化槽管理費 1, 2 9 7 万 6, 0 0 0 円は、前年度対比 1 4 5 万 4, 0 0 0 円の増であります。市管理浄化槽の修繕費、保守点検や清掃に係る委託料などを計上するものであります。

2 款公債費 1 項 1 目元金 3 8 7 万 2, 0 0 0 円は、前年度対比 8 万 2, 0 0 0 円の増であります。市債の償還元金を計上するものであります。

2 目利子 1 5 8 万 8, 0 0 0 円は、前年度対比 8 万 2, 0 0 0 円の減であります。市債の利子を計上するものであります。

3 款予備費 1 項 1 目予備費 1 6 万 4, 0 0 0 円は、前年度対比 5 万 4, 0 0 0 円の減を計上するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、2 0 4 ページ、2 0 5 ページにお戻り願います。

1 款使用料及び手数料 1 項 1 目浄化槽使用料 9 5 1 万円は、前年度対比 3 0 万円の増であります。浄化槽使用料を計上するものであります。

2 項 1 目督促手数料 3, 0 0 0 円は、前年度対比 7, 0 0 0 円の減であります。督促に係る手数料を計上したものであります。

2 款繰入金 1 項 1 目繰入金 9 0 6 万 7, 0 0 0 円は、前年度対比 1 1 0 万 7, 0 0 0 円の増であります。一般会計繰入金を計上するものであります。

3 款繰越金 1 項 1 目繰越金 1 万円は、前年度と同額で、存目程度を計上したものであります。

4 款諸収入 1 項 1 目市預金利子 1 万円は、前年度と同額で、存目程度を計上するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願います。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第 1 1 号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第11号令和2年度上山市浄化槽事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第12号 令和2年度上山市後期  
高齢者医療特別会計予  
算**

○棚井裕一委員長 次に、議第12号令和2年度上山市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第12号令和2年度上山市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の208ページをお開き願います。

令和2年度上山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,300万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214

条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるものであります。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、220ページ、221ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費318万8,000円は、前年度対比2万5,000円の増であります。被保険者証の郵送料、コンピューターシステムの保守業務委託料などの管理経費を計上したものであります。

2項1目徴収費194万8,000円は、前年度対比3万2,000円の増であります。保険料通知書の郵送料、使用料及び賃借料を計上したものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4億5,408万1,000円は、前年度対比3,060万2,000円の増であります。保険料等負担金などの納付金を計上したものであります。

3款公債費1項1目利子10万円は、前年度と同額であります。一時借入金の利子を計上したものであります。

4款諸支出金1項1目還付加算金1万円は、前年度と同額であります。保険料の還付加算金を計上したものであります。

2目過誤納還付金100万円は、前年度と同額であります。過年度に納付された保険料の還付金を計上したものであります。

5款予備費1項1目予備費267万3,00

0円は、前年度対比34万1,000円の増ですが、予備費として計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

216ページ、217ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料1項1目特別徴収保険料2億7,073万円は、前年度対比1,968万2,000円の増ですが、被保険者数及び軽減措置等を勘案して計上したものであります。

2目普通徴収保険料6,787万円は、前年度対比676万5,000円の増ですが、1節現年度分6,741万5,000円は、普通徴収者の軽減措置等を勘案して計上し、2節滞納繰越分45万5,000円は、収納見込み額を計上したものであります。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料5万円は、前年度と同額ですが、後期高齢者医療保険料の徴収に係る督促手数料を計上したものであります。

3款繰入金1項1目事務費繰入金1,823万7,000円は、前年度対比19万4,000円の増ですが、広域連合の事務費負担に係る繰入金を計上したものであります。

2目保険基盤安定繰入金9,723万4,000円は、前年度対比396万1,000円の増ですが、保険料の軽減措置に対する繰入金として計上したものであります。

3目その他繰入金831万9,000円は、前年度対比39万8,000円の増ですが、一般管理費及び徴収費等の経費に対する繰入金として計上したものであります。

4款繰越金1項1目繰越金1万円は、前年度と同額ですが、前年度繰越金を計上した

ものであります。

5款諸収入1項1目延滞金1万円は、前年度と同額ですが、保険料に係る延滞金を存目程度計上したものであります。

2項1目還付加算金1万円は、前年度と同額ですが、広域連合からの還付加算金を計上したものであります。

2目保険料還付金50万円は、前年度と同額ですが、広域連合からの保険料還付金を計上したものであります。

3項1目預金利子1万円は、前年度と同額ですが、預金利子を存目程度計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目雑入2万円は、前年度と同額ですが、広域連合の事務費負担金に係る決算剰余金等を計上したものであります。

次に、第2表債務負担行為について御説明申し上げます。

211ページをお開き願います。

住民情報クラウドシステム等運用業務につきましては、令和2年度から令和7年度までの期間で1,188万円を限度額とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

**○棚井裕一委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、債務負担行為及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○棚井裕一委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、議第12号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第12号令和2年度上山市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第13号 令和2年度上山市産業 団地整備事業特別会計 予算

○棚井裕一委員長 次に、議第13号令和2年度上山市産業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。商工課長。

〔鈴木英夫商工課長 登壇〕

○鈴木英夫商工課長 命によりまして、議第13号令和2年度上山市産業団地整備事業特別会計予算について御説明申し上げますので、予算書の224ページをお開き願います。

令和2年度上山市の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,500万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」によるものであります。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億3,000万円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、234ページ、235ページをお開き願います。

1款産業団地整備事業費1項1目産業団地整備事業費1億2,810万円は、前年度対比3億3,415万円の減であります。令和元年度に用地を取得した約3.1ヘクタールに係る整備事業費として、開発許可申請時に必要な県証紙代、工事監督支援業務委託料、産業団地の確定測量、分筆、合筆等業務委託料、造成等に係る工事請負費、水道布設等工事負担金を計上するものであります。

2款公債費1項1目利子545万円は、前年度対比350万円の増であります。市債及び一時借入金利子を計上するものであります。

3款予備費1項1目予備費145万円は、前年度対比435万円の減であります。予備費として計上するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻りまして、232ページ、233ページをお開き願います。

1款繰入金1項1目一般会計繰入金700万円は、前年度対比3,030万円の減であります。起債対象外経費などに充てる財源を計上

するものであります。

2 款市債 1 項 1 目産業団地整備事業債 1 億 2, 800 万円は、前年度対比 2 億 7, 300 万円の減であります。起債対象外経費を除き 100% 充当することとして計上するものであります。

最後に、第 2 表地方債について御説明申し上げますので、前に戻りまして 227 ページをお開き願います。

第 2 表地方債であります。起債の目的は産業団地整備事業で、限度額は 1 億 2, 800 万円とするものであります。

起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行によるものとし、利率につきましては、借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものとし、ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしてあります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、地方債及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。谷江正照委員。

○谷江正照委員 産業団地内に整備中の調整池についてお伺いいたします。

本来、雨水等をためる調整池であります。現在つくっている最中に地下水のしみ出しが確認されているというふうに聞いております。その地下水のしみ出しは、ためるべきものに水が

しみ出してきているわけですからちょっと懸念があるやに感じるところであります。現状、今、どのようになっていますでしょうか。

○棚井裕一委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 調整池の関係でございますが、現在、調査と詳細設計を行っている段階でございます。これから詳細設計ができ次第、工事のほうに移って必要な対策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 この地下水のしみ出しですけれども、地盤の液状化ですとか、そういった懸念があるような大きなものになるのかどうか、そういった見立てはその調査で進むのかどうかもお知らせいただければと思います。

○棚井裕一委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 調整池につきましては、しみ出しを抑えることによって安定した調整池となるような設計になるように考えております。

○棚井裕一委員長 商工課長。

○鈴木英夫商工課長 補足してお答えいたします。調整池の関係もでございますので、産業団地の分譲地の部分におきましても 3 カ所、1 街区、2 街区、3 街区、それぞれ 1 カ所ずつ現在、地下水の調査を行っているところでございます。

○棚井裕一委員長 谷江正照委員。

○谷江正照委員 調査を行っているということで安心いたしました。大切な産業団地でございますので、よりよい誘致に向けて鋭意頑張ってくださいと思います。

あと、このしみ出しているということが関連してですけれども、工業団地としての地下水利用に結びつくような有効利用ができるようなも

のであるのかどうか、もしそういったところがわかればお示しください。

○棚井裕一委員長 商工課長。

○鈴木英夫商工課長 先ほど申しあげましたように、今、水量とか流速とか、そういったものについて調査をしておりますが、果たしてどのくらいのもので出てくるかということにつきましては、なかなかこれは見通せない部分がありますので、もちろん、利用していただいても構いませんけれども、その辺の確たるような今の情報は持っておりません。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第13号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第13号令和2年度上山市産業団地整備事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 開議

○棚井裕一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~  
議第14号 令和2年度上山市水道  
事業会計予算

○棚井裕一委員長 次に、議第14号令和2年度上山市水道事業会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第14号令和2年度上山市水道事業会計予算について御説明申し上げますので、予算書をお開き願います。

総則、第1条、令和2年度上山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとするものであります。第1号、給水戸数1万6000戸、第2号、年間給水量365万立方メートル、第3号、1日平均給水量1万立方メートル、第4号、主な建設改良事業、配水管布設替工事等。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。

収入、第1款水道事業収益を8億900万円とするものであります。内訳は、第1項営業収益7億4,597万円、第2項営業外収益6,300万円などであります。

支出、第1款水道事業費用を7億9,200万円とするものであります。内訳は、第1項営業費用7億5,340万円、第2項営業外費用3,820万円などであります。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,300万円は、過年度分損益勘定留保資金1億6,720万円、当年度分損益勘定留保資金3,580万円、減債積立金3,000万円で補填するものであります。

収入、第1款資本的収入は1億8,100万円とするものであります。内訳は、第1項企業債6,000万円、第3項他会計負担金1,592万1,000円、第4項工事負担金7,450万円などであります。

次のページをごらん願います。

支出、第1款資本的支出は4億1,400万円とするものであります。内訳は、第1項建設改良費3億4,479万4,000円、第2項企業債償還金6,920万6,000円であります。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるものであります。

水道事業子育て世帯補助金は、令和3年度から令和7年度の期間で、令和3年1月から補助終了月までの間に支払う水道料金の2分の1相当額の累計額を限度額とするものであります。

企業債、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものであります。

起債の目的は上水道事業で、限度額を6,000万円とし、起債の方法につきましては普通貸借又は証券発行で、利率につきましては借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものであります。

一時借入金、第7条、一時借入金の限度額は、2億円と定めるものであります。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、営業費用と営業外費用の間、第2号、建設改良費と企業債償還金の間とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬとするものであります。

第1号、職員給与費7,376万9,000円、第2号、交際費2万円であります。

たな卸資産購入限度額、第10条、たな卸資産の購入限度額は1,000万円と定めるものであります。

次は実施計画であります。重複説明を避けるため実施計画明細書で御説明申し上げますので、16、17ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1款水道事業収益8億900万円は、前年度対比1,400万円の減を予定するものであります。

1項営業収益7億4,597万円は、前年度対比1,425万円の減を予定するものであります。

1目給水収益7億1,390万円は、前年度

対比1, 416万円の減であります。水道料金を計上するものであります。

2目一般会計負担金1, 418万7, 000円は、前年度対比9万4, 000円の減であります。消火栓維持管理負担金などを計上するものであります。

3目受託工事収益1万円は、存目程度を計上するものであります。

4目その他営業収益327万3, 000円は、前年度対比4, 000円の増であります。給水装置工事に係る検査や開閉栓などの手数料を計上するものであります。

5目受託金1, 460万円は、前年度と同額であります。下水道使用料徴収事務受託金を計上するものであります。

2項営業外収益6, 300万円は、前年度対比25万円の増であります。

1目受取利息及び配当金25万円は5万円の減であります。預金利息を計上するものであります。

2目長期前受金戻入6, 263万8, 000円は、前年度対比29万8, 000円の増であります。固定資産の減価償却費に対する戻入額を計上するものであります。

3目雑収益11万2, 000円は、前年度対比2, 000円の増であります。存目程度を計上するものであります。

3項特別利益3万円は、前年度と同額であります。

1目固定資産売却益1万円、2目過年度損益修正益1万円、3目その他特別利益1万円は、存目程度を計上するものであります。

18、19ページをお開き願います。

支出について御説明申し上げます。

1款水道事業費用7億9, 200万円は、前

年度対比1, 200万円の減を予定するものであります。

1項営業費用7億5, 340万円は、前年度対比1, 280万円の減を予定するものであります。

1目原水及び浄水費3億5, 070万4, 000円は、前年度対比121万8, 000円の増であります。各施設の修繕費、ポンプなどの動力費、設備管理委託料、受水費などのほか、職員人件費を計上するものであります。

2目配水及び給水費8, 330万4, 000円は、前年度対比72万1, 000円の減であります。漏水の修繕費、調査業務委託料などのほか、職員人件費を計上するものであります。

3目受託工事費13万円は、前年度と同額を計上するものであります。

20ページ、21ページをお開き願います。

4目総係費5, 850万5, 000円は、前年度対比611万8, 000円の減であります。通信運搬費、金融機関取扱手数料、貸倒引当金繰入額、検針業務委託料、子育て世帯補助金などのほか、職員人件費を計上するものであります。

5目減価償却費2億5, 848万6, 000円は、前年度対比276万4, 000円の減であります。建物などの減価償却費を計上するものであります。

6目資産減耗費190万円は、前年度対比440万円の減であります。固定資産除却費などを計上するものであります。

7目その他営業費用37万1, 000円は、前年度対比1万5, 000円の減であります。材料売却原価などを計上するものであります。

2項営業外費用3, 820万円は、前年度対比80万円の増を予定するものであります。

1目支払利息2,647万8,000円は、前年度対比51万9,000円の減であります。が、企業債利息などを計上するものであります。

2目消費税1,140万円は、前年度対比140万円の増を計上するものであります。

22、23ページをお開き願います。

3目雑支出32万2,000円は、前年度対比8万1,000円の減を計上するものであります。

3項特別損失1目貸倒損失1万円は、前年度と同額を予定するものであります。

4項1目予備費39万円は、前年度と同額を予定するものであります。

24、25ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1款資本的収入1億8,100万円は、前年度対比4,600万円の増を予定するものであります。

1項1目企業債6,000万円は、前年度と同額であります。が、建設改良に充てる借入金を計上するものであります。

2項1目加入金196万9,000円は、前年度対比16万4,000円の減であります。が、給水装置新設等加入金を計上するものであります。

3項1目他会計負担金1,592万1,000円は、前年度対比6万4,000円の増であります。が、消火栓更新負担金などを計上するものであります。

4項1目工事負担金7,450万円は、前年度対比2,750万円の増であります。が、配水管の新設や移設に係る工事負担金を計上するものであります。

5項1目固定資産売却代金1万円は、前年度

と同額で、存目程度を計上するものであります。

6項1目国庫補助金2,860万円は、前年度対比1,860万円の増であります。が、生活基盤施設耐震化等交付金を計上するものであります。

支出について御説明申し上げます。

1款資本的支出4億1,400万円は、前年度対比1,600万円の増を予定するものであります。

1項建設改良費3億4,479万4,000円は、前年度対比1,148万円の増を予定するものであります。

1目配水管布設費3億3,829万円は、前年度対比823万円の増であります。が、設計業務委託料、配水管布設替工事費などを計上するものであります。

2目固定資産購入費55万円は、前年度対比30万4,000円の減であります。が、給水タンク購入費を計上するものであります。

3目リース債務支払額595万4,000円は、前年度対比355万4,000円の増であります。が、リース料元本支払額を計上するものであります。

2項1目企業債償還金6,920万6,000円は、前年度対比452万円の増であります。が、企業債元金償還額を計上するものであります。

次に、5ページにお戻り願います。

令和2年度上山市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について御説明申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益からその他流動負債の増減額までの小計2億692万円に、利息及び配当金の受取額、利息の支払い額を増減し、1億8,060万1,000円とするものであります。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出から、国庫補助金等による収入までを合計し、マイナス1億9,802万7,000円とするものであります。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは、一時借入れによる収入からリース料の元本支払額までを合計し、マイナス1,546万1,000円とするものであります。

結果、資金の減少額が3,288万7,000円となり、資金の期首残高5億5,211万円を加え、資金の期末残高は5億1,922万3,000円とするものであります。

次に、10ページをお開き願います。

令和2年度上山市水道事業予定貸借対照表について御説明申し上げます。

資産の部であります。1固定資産については、(1)有形固定資産の土地から又建設仮勘定までの合計49億4,649万3,000円に、(2)無形固定資産の合計118万2,000円を加え、固定資産合計を49億4,767万5,000円とするものであります。

2流動資産は、(1)現金預金から(3)貯蔵品までを合計し、流動資産合計を6億4,485万1,000円とするものであります。

資産合計は55億9,252万6,000円とするものであります。

次のページをお開き願います。

負債の部であります。3固定負債は、(1)企業債と(2)リース債務を合計し、16億3,997万8,000円とするものであります。

4流動負債は、(1)企業債から(5)預り金までを合計し、1億7,276万2,000円と予定するものであります。

5繰延収益は、(1)長期前受金と(2)長

期前受金収益化累計額を合計し、11億2,994万3,000円と予定し、負債合計は29億4,268万3,000円とするものであります。

資本の部であります。6資本金は、(1)自己資本金で合計を21億9,319万6,000円とするものであります。

7剰余金は、(1)資本剰余金は、イ受贈財産評価額からハ国庫補助金までを合計し595万3,000円とするものであります。(2)利益剰余金は、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までを合計し4億5,069万4,000円とするものであります。剰余金合計を4億5,664万7,000円と予定するものであります。

資本合計は26億4,984万3,000円となり、負債・資本合計を55億9,252万6,000円とするものであります。

なお、6ページからの給与費明細書などの説明につきましては説明を省略させていただきますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、全部を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第14号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第14号令和2年度上山市水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第14号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第15号 令和2年度上山市下水道事業会計予算

○棚井裕一委員長 最後に、議第15号令和2年度上山市下水道事業会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第15号令和2年度上山市公共下水道事業会計予算について御説明申し上げますので、予算書をお開き願います。

総則、第1条、令和2年度上山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとするものであります。

第1号、計画人口2万2,470人、第2号、主な建設改良事業、污水管路布設工事等。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。

収入の第1款、下水道事業収益を10億1,500万円とするものであります。内訳は、第1項営業収益6億845万9,000円、第2項営業外収益4億654万1,000円であり

ます。

支出の第1款下水道事業費用を10億1,100万円とするものであります。内訳は、第1項営業費用8億9,926万4,000円、第2項営業外費用1億738万7,000円などであり

ます。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億400万円は、当年度分損益勘定留保資金2億400万円で補填するものであります。

収入の第1款資本的収入は10億8,300万円とするものであります。内訳は、第1項企業債7億4,290万円、第2項補助金2億8,490万円などであり

ます。支出の第1款資本的支出は12億8,700万円とするものであります。内訳は、第1項建設改良費8億9,918万9,000円、第3項企業債償還金3億8,301万7,000円などであり

ます。特例的収入及び支出、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ1億266万6,000円及び2億2,363万円とするものであります。

次のページをごらん願います。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は次のとおりと定めるものであります。

下水道事業子育て世帯補助金は、令和3年度から令和7年度の期間で、令和3年1月から補助終了月までの間に支払う下水道使用料の2分の1相当額の累計額を限度額とするものであり

ます。

排水設備等設置改造資金利子補給は、令和3年度から令和7年度の期間で、融資総額1,000万円の融資残高に対し、基準日における長期プライムレートに0.2%を加えた利率以内の割合で計算した額を限度額とするものであります。

企業債、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものであります。起債の目的は、公共下水道事業で、限度額を7億4,290万円とし、起債の方法は普通貸借又は証券発行で、利率は借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。償還の方法は、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしてあります。

一時借入金、第7条、一時借入金の限度額は10億円と定めるものであります。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、営業費用と営業外費用の間とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬとするものであります。

第1号、職員給与費3,400万5,000

円であります。

次は、実施計画であります。重複を避けるため実施計画明細書で御説明申し上げますので、15、16ページをお開き願います。

上山市下水道事業会計予算は、令和2年度からであることから、説明に当たりましては、前年度との比較増減がありませんので御了解くださるようお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1款下水道事業収益は10億1,500万円を予定するものであります。

1項営業収益は6億845万9,000円を予定するものであります。

1目下水道使用料5億979万円は、下水道使用料を計上したものであります。

2目他会計負担金9,666万円は、雨水処理経費の繰入金を計上するものであります。

3目補助金200万円は、社会資本整備総合交付金を計上するものであります。

4目その他営業収益9,000円は存目程度を計上するものであります。

2項営業外収益4億654万1,000円を予定するものであります。

1目受取利息及び配当金1,000円は存目程度を計上するものであります。

2目他会計負担金1億2,090万9,000円は、分流式下水道費用の繰入金を計上するものであります。

3目長期前受金戻入2億8,563万円は、固定資産減価償却費に対する戻入額を計上するものであります。

4目雑収益1,000円は、存目程度を計上するものであります。

17、18ページをお開き願います。

支出について御説明申し上げます。

1 款下水道事業費用は10億1,100万円を予定するものであります。

1 項営業費用は8億9,926万4,000円を予定するものであります。

1 目管渠費3,695万円は、各施設の修繕費、管理委託料などを計上するものであります。

2 目処理場費2億621万2,000円は、浄水センター指定管理料などを計上するものであります。

3 目流域下水道管理費16万8,000円は、維持管理負担金を計上するものであります。

4 目総係費6,035万9,000円は、燃料費、印刷費、徴収委託料、補助金などのほか、職員人件費を計上するものであります。

5 目減価償却費5億9,557万5,000円は、固定資産の減価償却費を計上するものであります。

2 項営業外費用は1億738万7,000円を予定するものであります。

1 目支払い利息8,237万7,000円は、企業債利息などを計上するものであります。

2 目消費税2,500万円は、消費税及び地方消費税を計上するものであります。

3 目雑支出1万円は、存目程度を計上するものであります。

19、20ページをお開き願います。

3 項特別損失は337万1,000円を予定するものであります。

1 目賞与引当金繰入額336万1,000円は、期末勤勉手当相当額を計上するものであります。

2 目貸倒引当金繰入額1万円は、存目程度を計上するものであります。

4 項1 目予備費は97万8,000円を予定

するものであります。

21ページ、22ページをお開き願います。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

初めに、収入について御説明申し上げます。

1 款資本的収入は10億8,300万円を予定するものであります。

1 項企業債1 目下水道事業債7億4,290万円は、公共下水道事業債及び流域下水道事業債を計上するものであります。

2 項補助金1 目国庫補助金2億8,490万円は、社会資本整備総合交付金を計上するものであります。

3 項負担金は5,520万円を予定するものであります。

1 目受益者負担金761万5,000円は、受益者負担金を計上するものであります。

2 目他会計負担金4,758万5,000円は、一般会計負担金を計上するものであります。

支出について御説明申し上げます。

1 款資本的支出は12億8,700万円を予定するものであります。

1 項建設改良費は8億9,918万9,000円を予定するものであります。

1 目管渠建設改良費6億6,391万2,000円は、設計業務委託料、管路整備工事費などを計上するものであります。

2 目処理場建設改良費2億3,440万円は、浄水センターに係る工事委託料や改修工事費などを計上するものであります。

3 目流域下水道建設費負担金87万7,000円は、流域下水道事業の負担金を計上するものであります。

2 項固定資産購入費1 目有形固定資産購入費360万円は、非常用発電機を計上するもので

あります。

3項企業債償還金1目企業債償還金3億8,301万7,000円は、元金償還金を計上するものであります。

4項1目予備費は119万4,000円を予定するものであります。

次に、令和2年度上山市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について御説明申し上げますので、5ページにお戻り願います。

1業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益からその他までの小計3億4,593万5,000円に利息及び配当金の受取額、利息の支払額を増減し、2億6,355万9,000円と予定するものであります。

2投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出から一般会計からの繰入金による収入までを合計し、マイナス4億3,873万2,000円と予定するものであります。

3財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入と償還による支出を増減し、3億5,988万3,000円と予定するものであります。

結果、資金増加額が1億8,471万円となり、資金期首残高1億2,096万4,000円を加え、資金期末残高を3億567万4,000円と予定するものであります。

次に、令和2年度上山市下水道事業予定貸借対照表について御説明申し上げますので、10ページをお開き願います。

初めに、資産の部であります。1固定資産は、(1)有形固定資産のイ土地からへ建設仮勘定までの合計136億2,320万6,000円に、(2)無形固定資産のイ施設利用権とロのソフトウェアの合計5,286万3,00

0円を加え、固定資産合計を136億7,606万9,000円とするものであります。

2流動資産は、(1)現金預金から貸倒引当金までを合計し、流動資産合計を3億5,062万2,000円とするものであります。

資産合計は140億2,669万1,000円とするものであります。

11ページをお開き願います。

負債の部であります。3固定負債は、(1)企業債で合計を59億9,668万4,000円とするものであります。

4流動負債は、(1)企業債から(3)引当金までを合計し、5億7,645万4,000円とするものであります。

5繰延収益は、(1)長期前受金と(2)長期前受金収益化累計額を合計し、60億240万8,000円とし、負債合計は125億7,554万6,000円とするものであります。

次に、資本の部であります。6資本金は、(1)自己資本金で合計を12億3,194万7,000円とするものであります。

7剰余金では、(1)資本剰余金のイ受贈財産評価額からハ負担金等までを合計した2億3,544万3,000円に、(2)利益剰余金のイ当年度未処理欠損金マイナス1,624万5,000円を加え、剰余金合計を2億1,919万8,000円とするものであります。

資本合計は14億5,114万5,000円となり、負債・資本合計は140億2,669万1,000円とするものであります。

なお、6ページからの給与費明細書などについての説明につきましては、説明を省略いたしますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、よろしく願います。

○棚井裕一委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、全部を一括して行います。

質疑、発言を許します。高橋義明委員。

○高橋義明委員 本庄街道における本管の整備の進捗について伺いますけれども、いわゆる元年度で龍谷寺前の交差点まで本管が布設されたものというふうに思っていますけれども、この本庄街道には、いわゆる枝管を整備しなければいけないというふうなことで、まずは枝管を整備しながら上のほうに本管を延長していくのか、あるいは本管を優先的に整備していった枝線が後で追いかけるのか、その考え方についてまずはお示しいただきたいと思えます。

○棚井裕一委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 管路の設置の考え方でございますが、考え方としては、まず本管と枝管をある程度のエリアごとに同時に施工していきたいと考えております。

ただし、現状の工事場所によって、例えば枝管を配置する際に支障となる大きな水路とか何かがある場合があります。そういった場合については、枝管の工事については、その対策ができてからということになりますので、同一年度で全て本管と枝管ということにいかない場所もございます。

○棚井裕一委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 皆沢地区といいますと、西の坂橋があるわけですが、ここは推進工法でいくのか、お伺いします。

○棚井裕一委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 現在のところは、進め方については詳細設計をして、その結果で進めていきたいと考えております。

○棚井裕一委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 ということは、まだ設計がそ

こまで進んでいないというふうなことだと思いますので、ということは、計画というかな、今後の進める上での計画というものはあと何年ぐらい予定しているのか、幾つかのブロックで分かれて進めていかなければいけないと思いますので、今後の計画についてお伺いします。

○棚井裕一委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 今後の進め方でありまして、当然、補助金を活用しながらです。わからないところもございまして、今後、4年前後では完了したいという気持ちではあります。

○棚井裕一委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 4年ということで大変こちらの思ったとおりの答えだなというふうに思って安心しているところですが、整備するには結構な投資があるわけですが、供用していただければどうしようもないわけですので、何年ごろ、うちのところは供用できるんだなというような、いわゆる各家庭ごとに計画をしておかなければ加入がスムーズにいかないというようなこともございまして、逐次整備状況というものを地区内に示していかなければ協力をスムーズに得ることは難しいというふうに思っています。そんなことで、周知についてもよろしくお願ひしたいのですが、その考え方についてもお願ひします。

○棚井裕一委員長 上下水道課長。

○秋葉和浩上下水道課長 周知の方法につきましては、まず工事に入る際にはその内容なども説明しております。

あと、将来のことにつきましては、繰り返しになりますけれども、交付金などの関係もございまして、ここまでということではできてはいないのですが、全体計画としては

お話ができますので、今後はそういったことも考慮しながら周知に努めていきたいというふう
に考えております。

○棚井裕一委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 質疑はないものと認めます。
以上で、議第15号議案に対する質疑を終結
いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第15号令和2年度上山市下水道事業会計
予算は、原案のとおり可決すべきものと決する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第15号は原案のとおり可決すべ
きものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審
査は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは、正副委員長に御
一任願いたいと思います。これに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚井裕一委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは、正副委
員長に一任することに決しました。

~~~~~  
閉 会

○棚井裕一委員長 これにて予算特別委員会を

閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時52分 閉 会